

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件  
 平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件  
 原告 崔勝久、朴鍾碩 ほか  
 被告 GEジャパン株式会社 ほか

準備書面(2)

平成28年1月13日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告GEジャパン株式会社訴訟代理人

弁護士 岡 田 和



弁護士 山 川 亜 紀 子



弁護士 高 橋 茜



弁護士 大 田 愛 子

原告らの2015年10月18日付け第1準備書面(以下、「第1準備書面」とい  
う)及び同年12月25日付け第2準備書面に対して、以下のとおり反論する。

第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告GEジャパン株式会社に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

1

## 第2 変更後の請求の原因に対する認否

- 1 被告GEジャパン株式会社（以下、「被告GEジャパン」という）が、「福島原発の計画・設計・建設及びメンテナンスに関わつた」（第1準備書面22頁、以下頁数は第1準備書面の頁数を指す）ことは、否認する。被告GEジャパンが、直接、間接に、原子炉や原発の計画、設計、建設やメンテナンスに関与したことはない。
- 2 その余の事実については、以下に述べるとおり、認否の必要がない。

## 第3 被告GEジャパンの主張

- 1 原告らの損害賠償請求が認められる余地はない

### (1) 原告らの主張

原告らは、「私たち選定者及び原告が賠償を請求している『精神的損害』は（中略）原賠法が定義する『原子力損害』にはあてはまりません。従って被告原発メーカーの責任を明らかにするのに、原賠法の定義する『原子力損害』を前提にする第4条1項の『原子力事業者以外の者』（原発メーカー等）の免責条項、及び3項の製造物責任法の不適用という条項に拘束されることなく、（中略）被告原発メーカーの賠償責任を求めることができると判断します」と主張する（3頁）。

そして、製造物責任法にもとづく請求として、「被告3社は、製造物（原発）の『欠陥』によって『通常有すべき安全性』を欠いており、結果として原発事故を防ぎきることができず、そのために多くの災害を生み出し、原告の『不安』と『恐怖』からの自由という基本的人権を侵害し精神的損害を与えために（ママ）、損害賠償責任を負います」、「訴状8章『製造物責任法に基づく損害賠償請求』参照」と主張する（24頁）。さらに、民法709条に基づく請求として、「被告は原発事故を防止する注意義務を負い、（中略）事故要因に備えることが不十分であったことはメーカーとして『過失』であり、民法709条によって、原発事故による精神的損害を被った原告の損害を賠償する責任を負います」、「訴状

9章『民法709条に基づく損害賠償請求』を参照」と主張する(24～25頁)。

要するに、原告らは、福島原発事故により精神的損害を負い、かかる精神的損害は原賠法の定める「原子力損害」に当たらないから、事故について責任を負う福島原発のメーカーに対して、民法709条及び製造物責任法に基づいて損害賠償を請求する、ということである。しかし、以下に述べるとおり、原告らの原発メーカーに対する損害賠償請求が認められる余地はないことは明白である。

## (2) 原子力損害の定義

原賠法が定める「原子力損害」とは、原告も引用するとおり、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害」である(同法2条2項)。原賠法は、損害の範囲を限定していないから、民法上の不法行為による損害賠償責任に関する一般原則にしたがって、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」と相当因果関係がある損害は、精神的損害を含め、全て「原子力損害」に該当する(福島地判平27.6.30、水戸地判平20.2.27判タ1285号201頁、東京高判平21.5.14判時2066号54頁、東京地判平16.9.27判タ1195号263頁、東京地判平18.4.19判時1960号64頁)。なお、福島原発事故を受けて設置された原子力損害賠償紛争審査会の定める「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針」も、「本件事故と相当因果関係のある損害であれば『原子力損害』に該当するから、生命・身体的損害を伴わない精神的損害(慰謝料)についても、相当因果関係が認められる限り、賠償すべき損害といえる」と定めている。

## (3) 原告らの主張する「精神的損害」について

原告らは、福島原発事故に起因する「精神的損害」について損害賠償を請求している。原告らは、民法709条の不法行為及びその特別法である製造物責任法に基づいて損害賠償請求をしている以上、原告らの主張する「精神的損害」は、

本件事故と相当因果関係のある法的保護に値する損害でなければならない（そうでないなら、そもそも民法709条や製造物責任法に基づく請求は認められない）。そして、仮に原告らの主張する「精神的損害」が、本件事故と相当因果関係のある法的保護に値する損害と認められるのであれば、かかる損害は、上述のとおり、「原子力損害」に該当する。したがって、原賠法の責任集中制度（同法3条1項、4条1項、3項）により、原発メーカーは、これを賠償する責任を負わない。

## 2 結論

以上のとおり、原告らの主張する「精神的損害」は、仮にそれが本件事故と相当因果関係のある法的保護に値する損害と認められたとしても、原賠法上の「原子力損害」に当たるから、同法4条1項、3項により、原告らの原発メーカーに対する損害賠償請求が認められないことは明らかである。よって、その他の点を論ずるまでもなく、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。

## 3 原告らの2015年10月18日付け求釈明書（1）について

上記のとおり、原告らの請求が認められる余地はないのであるから、求釈明事項については、釈明の必要はない。

以上